

平成26年第1回甲賀広域行政組合議会定例会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第1号	甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	H26.3.27	原案可決
議案第2号	甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条 例の制定について	H26.3.27	原案可決
議案第3号	甲賀広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定 める条例の制定について	H26.3.27	原案可決
議案第4号	甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する 条例の制定について	H26.3.27	原案可決
議案第5号	平成25年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算 (第4号)について	H26.3.27	原案可決
議案第6号	平成26年度甲賀広域行政組合一般会計予算につ いて	H26.3.27	原案可決
議案第7号	消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結に ついて	H26.3.27	原案可決

議案第 1 号

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1
項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年甲賀郡行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「月額 210,000円」を「日額 10,000円」に改める。

第3条第3項を削り、同条第4項ただし書中「第7号」の次に「及び第8号」を加え、「15日」を「21日」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条第2項を削る。

第7条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 号

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合手数料条例（平成 12 年甲賀郡行政事務組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

申 請 手 数 料

手数料を納付すべき者		区分		手数料の額	
(1)	消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項ただし書の規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認を受けようとする者			5,400 円	
(2)	法第 11 条第 1 項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数が 10 以下のもの	39,000 円	
			指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	52,000 円	
			指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	66,000 円	
			指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	77,000 円	
			指定数量の倍数が 200 を超えるもの	92,000 円	
		貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が 10 以下のもの	20,000 円
				指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	26,000 円

	指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	39,000 円
	指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	52,000 円
	指定数量の倍数が 200 を超えるもの	66,000 円
特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	指定数量の倍数が 100 以下のもの	20,000 円
	指定数量の倍数が 100 を超え 10,000 以下のもの	26,000 円
	指定数量の倍数が 10,000 を超えるもの	39,000 円
準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		530,000 円
特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この表において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きのものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この表において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	830,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1,010,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1,120,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1,420,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1,660,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	3,880,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000	5,100,000 円

	0キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,290,000円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,130,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,340,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,500,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,830,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2,140,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	4,350,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	

	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	5,570,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	6,770,000 円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満のもの	5,750,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	7,250,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	10,700,000 円
屋内タンク貯蔵所		26,000 円
地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 100 以下のもの	26,000 円
	指定数量の倍数が 100 を超えるもの	39,000 円
簡易タンク貯蔵所		13,000 円
移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。)		26,000 円
積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所		39,000 円
屋外貯蔵所		13,000 円
取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)	52,000 円
	屋内給油取扱所	66,000 円
	第 1 種販売取扱所	26,000 円
	第 2 種販売取扱所	33,000 円

移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	21,000円
	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	87,000円
	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円

			指定数量の倍数が 200 を超える もの	92,000 円
(3)	法第 11 条第 1 項後段の規定による変更の許可を受けようとする者			(2)の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所)にあっては、自治省令で定める場合には、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、(2)の区分)に従い、それぞれ当該手数料の額の 2 分の 1 の額
(4)	完成検査を受けようとする者	設置の完成検査		(2)の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所)にあっては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タ

				<p>ンク貯蔵所とみなして、(2)の区分。以下この条において同じ。)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額</p>
		変更の完成検査		(2)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額
(4の2)	法第11条第5項ただし書の規定による仮使用の承認を受けようとする者			5,400円
(5)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	水張検査	容量10,000リットル以下のタンク	6,000円
			容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク	11,000円
			容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク	15,000円
			容量2,000,000リットルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
		水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円

	容量 600 リットルを超え 10,000 リットル以下のタンク	11,000 円
	容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク	15,000 円
	容量 20,000 リットルを超えるタンク	15,000 円に 10,000 リットル又は 10,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた額
基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	700,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	920,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,040,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,600,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,200,000 円

	貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,820,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000 円
溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	490,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	630,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	990,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,320,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,060,000 円

		リットル未満の特定屋外タンク 貯蔵所	
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外 タンク貯蔵所	4,650,000 円
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タン ク貯蔵所	9,100,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロ リットル未満の特定屋外タンク 貯蔵所	12,400,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の特定屋外 タンク貯蔵所	17,000,000 円
(5の2)	法第 11 条第 1 項後段の規定 による変更の 許可に係る完 成検査前検査 を受けようと する者	水脹検査	(5)の区分に従 い、それぞれ当 該手数料の額 と同一の額
		水圧検査	(5)の区分に従 い、それぞれ当 該手数料の額 と同一の額
		基礎・地盤検査	(5)の区分に従 い、それぞれ当 該手数料の額 の 2 分の 1 の額
		溶接部検査	(5)の区分に従 い、それぞれ当 該手数料の額 の 2 分の 1 の額
		岩盤タンク検査	(5)の区分に従 い、それぞれ当 該手数料の額

			の2分の1の額	
(6)	法第14条の3 第1項又は第2 項の規定によ る保安に関す る検査を受け ようとする者	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤 タンクに係る特定屋外タン ク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上5,000キロリ ットル未満のもの	310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル以上10,000キロリ ットル未満のもの	430,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000 キロリットル以上50,000キロリ ットル未満のもの	720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000 キロリットル以上100,000キロ リットル未満のもの	960,000円
			危険物の貯蔵最大数量が100,00 0キロリットル以上200,000キロ リットル未満のもの	1,210,000円
			危険物の貯蔵最大数量が200,00 0キロリットル以上300,000キロ リットル未満のもの	2,950,000円
			危険物の貯蔵最大数量が300,00 0キロリットル以上400,000キロ リットル未満のもの	3,620,000円
			危険物の貯蔵最大数量が400,00 0キロリットル以上のもの	4,170,000円
	岩盤タンクに係る特定屋外 タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上400,000キロ リットル未満のもの	2,660,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が400,00 0キロリットル以上500,000キロ リットル未満のもの	3,190,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が500,00 0キロリットル以上のもの	4,790,000円	
		移送取扱所	危険物を移送するための配管に	70,000円

			係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	
			危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
(7)	甲賀広域行政組合火災予防条例(昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第37号)第47条で定めるタンクに係る検査を受けようとする者	水張検査		6,000円
		水圧検査	容量が600リットル以下のもの	6,000円
			容量が600リットルを超えるもの	11,000円
(8)	許可書及び検査済証の再交付を受けようとする者			200円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 3 号

甲賀広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

甲賀広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

甲賀広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 4 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定すること
について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第37号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第5号

平成25年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

平成25年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,839千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,655,920千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3月27日 提出
甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年 3月27日 原案可決
甲賀広域行政組合議長 辻 重治

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,428,779 千円	△14,464 千円	2,414,315 千円
	1. 負担金	2,428,779	△14,464	2,414,315
2. 使用料及び手数料		396,287	1,000	397,287
	2. 手数料	396,096	1,000	397,096
6. 諸収入		26,234	6,625	32,859
	2. 雑収入	26,184	6,625	32,809
補正されなかつた款に係る額		811,459		811,459
歳入	合計	3,662,759	△6,839	3,655,920

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		1,246,490 千円	△4,720 千円	1,241,770 千円
	1. 清掃費	1,246,490	△4,720	1,241,770
4. 消防費		2,044,096	△2,119	2,041,977
	1. 消防費	2,044,096	△2,119	2,041,977
補正されなかつた款に係る額		372,173		372,173
歳出合計		3,662,759	△6,839	3,655,920

議案第6号

平成26年度 甲賀広域行政組合一般会計予算

平成26年度甲賀広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,218,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるときは、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成26年 3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年 3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議長 辻 重治

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		2,717,589 千円
2. 使用料及び手数料	1. 負担金	2,717,589
		392,919
	1. 使用料	191
	2. 手数料	392,728
3. 県支出金		6,600
	1. 県負担金	6,600
4. 繰越金		7,500
	1. 繰越金	7,500
5. 諸収入		21,581
	1. 預金	30
	2. 雑収入	21,551
6. 組合債		72,600
	1. 組合債	72,600
歳入	合計	3,218,789

歳出

款	項	金額
1. 議会	1. 議会費	698 千円
2. 総務	1. 総務管理費	95,081
	2. 徴税費	75,832
	3. 監査委員費	18,787
3. 衛生	1. 衛生費	462
	1. 清掃費	1,165,903
4. 消防	1. 消防費	1,606,788
5. 公債	1. 公債費	347,319
6. 予備	1. 予備費	347,319
	1. 予備費	3,000
	1. 予備費	3,000
	合計	3,218,789

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業	千円 48,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただ し、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短 縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ る。
消防施設整備事業	23,900	〃	〃	〃
計	72,600			

議案第 7 号

消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号並びに甲賀広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年 3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成26年 3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 辻 重治

記

- 1 契約の目的 消防救急デジタル無線整備工事
- 2 契約金額 459,000,000円
(うち消費税34,000,000円)
- 3 契約の相手方 滋賀県彦根市東沼波町132番地3
北陸通信工業株式会社 滋賀営業所
所長 小林 進
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 工事場所 甲賀広域行政組合 消防本部管内